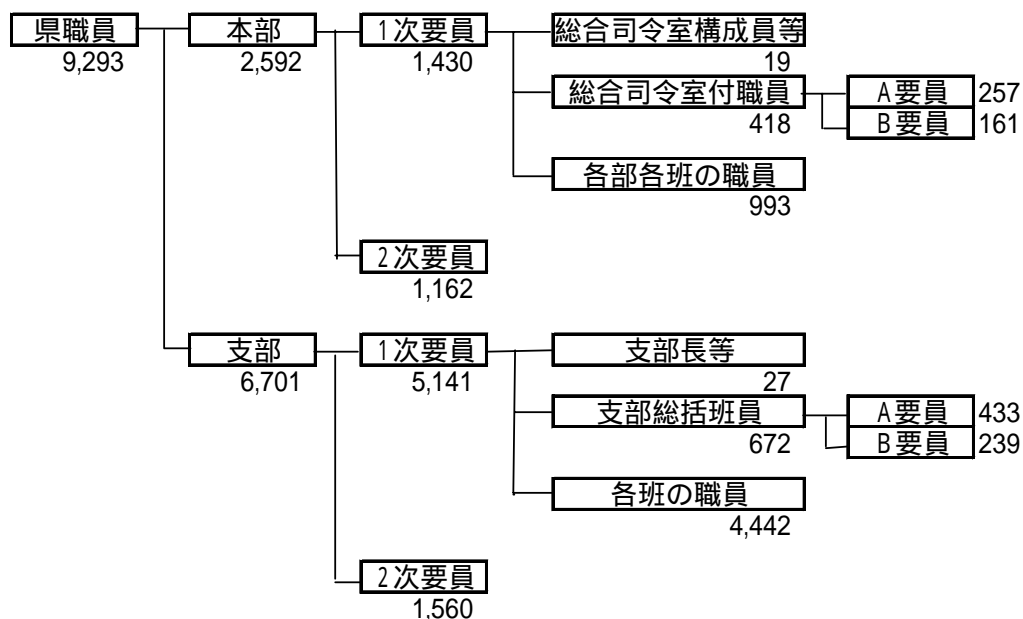


警戒本部・支部、災害対策本部・支部の体制

(静岡県)

1 平成15年度防災要員数(平成15年4月1日現在)

単位：人



1次要員 (6,571人)	第1次地震防災応急(災害)対策要員のこと。災害対策に従事する班があらかじめ定められた職員で、当該所属班が分掌する災害対策に従事する。 (根拠規定：地震災害警戒(災害対策)本部運営要領)
2次要員 (2,722人)	第2次地震防災応急(災害)対策要員のこと。1次要員以外の職員で、あらかじめ定められた最寄りの県出先機関等に参集し、その支部の支部長の指揮監督下に入る。主に物資搬送や管内の市町村の応援として、現場作業に従事することが想定されている。(根拠規定：上記運営要領)
総合司令室付職員及び支部総括班員のうち A要員 (690人) B要員 (400人)	阪神・淡路大震災の際、多くの職員が被災者となった教訓から、総合司令室付職員及び支部総括班員については1次要員を2重指名しており(ダブルキャスト制)、正規要員をA要員、代替要員をB要員と位置付けている。 職員動員計画に定める事案が発生した場合は、A・B要員とも直ちに参集し、B要員はA要員が配備に就くまでの間、A要員業務を行い、A要員配備後は各部各班の業務を補助することとしている。

2 本部員及び総合司令室付各班の人数と業務内容

単位：人

区分	人数	主たる業務
本部員	19	
総括班	28(17)	総合司令室の運営、渉外、庶務
対策班	43(34)	防災対策、災害対策の立案、執行
航空消防班	17(3)	緊急消防援助隊等広域応援ヘリ等の派遣要請等
情報班	54(42)	情報の収集、伝達、記録、整理
広報班	35(35)	報道機関への広報依頼、素材提供、現地取材
支援班	27	支部の支援（スペクト）
動員班	13(10)	職員の市町村への応援派遣等
管財班	40(20)	庁舎の緊急機能の確保、本部要員の生活維持
合計	276(161)	

()内数字は、ダブルキャスト指名要員数 外数

3 動員体制

(1) 震度階級別参集基準

単位：人、台

震度階級 区分	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
	第1次 限定所属参集	第2次 限定所属参集	第3次 1次要員参集	第4次 全職員参集
本部	30	88	1,473	2,592
支部	18-69	65-564	100-4,654	6,701
計	48-99	153-652	1,573-6,127	9,293
ポケットベル呼出し数	206	638	1,094	

(2) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報「観測情報」による参集基準

観測情報 区分	観測情報 第1報	観測情報 第n号	観測情報 第n+号	判定会招集又は知事が必要と認めたとき
	情報収集 防災局、各県 行政センター	第1次 必要な所属の 職員参集	第2次 必要な所属の 職員参集	第3次 全職員参集
本部	11	30	88	2,592
支部	18	69	564	6,701
計	29	99	652	9,293
ポケットベル呼出し数	206	1,094		

(3) ポケットベル配備状況

単位：台

本部	支 部										計
	小計	伊豆	熱海	東部	富士	中部	志榛	中遠	北遠	西部	
445	649	51	35	100	62	103	80	80	43	95	1,094

ア ポケットベル連絡終了までの所要時間..... 1分～2分

イ 電話による末端までの所要時間..... 15分

ウ すべてデュアル・コール（個別呼出、一斉呼出）機能付き

緊急防災支援室（スペクト）の概要

（静岡県）

1 創設目的

阪神・淡路大震災では、行政をはじめ、防災関係機関の初動態勢が遅れたため、被害が増幅したと言われ、迅速な初動態勢の確立の重要性が厳しく問われた。

東海地震等の災害発生時における初動態勢の確立を図るためには、県、市町村及びライフライン関係機関が一体となって取り組む必要があることから、これらの各部門から幅広く人材を求め、平成8年4月、緊急防災支援室（スペクト【SHIZUOKA PREFECTURAL EMERGENCY COORDINATION TEAM】）を創設した。

2 業務

（1）災害時

被災現場の必要な支部に駆け付け、災害対策支部の立ち上げや被害情報の収集、救援活動に係る連絡調整など、支部の災害応急対策が迅速かつ的確に遂行できるよう支援する。

（2）平常時

災害時における支部の初動態勢を迅速、的確に立ち上げることができるよう、室員の資質を向上させるための研修、訓練を実施するとともに、支部、市町村の防災体制を強化するための支援業務に当たる。

また、ライフライン関係機関との連携を強化し、防災対策を促進する。

ア 室員の研修、訓練

災害応急対策の実施に必要な知識やノウハウを習得するための研修、動員・派遣訓練、イメージトレーニング、図上訓練の実施など

イ 支部の防災体制の強化支援

支部の防災体制の点検、イメージトレーニング、図上訓練の実施など

ウ 市町村の防災体制の強化支援

市町村の防災体制の点検、地域防災計画の修正、イメージトレーニング、図上訓練の実施など

エ ライフライン防災関係機関との連携強化

ライフライン防災連絡会の開催、ライフライン合同訓練の実施など



〔スペクトの役割イメージ〕

災害時の支部支援のほか、地域防災に関して、次のような役割を果たしている。

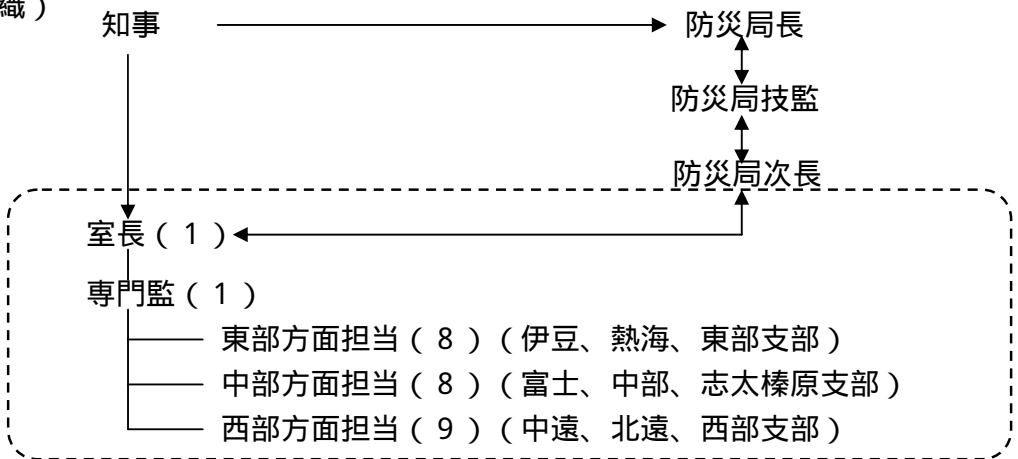
- ・コーディネーター(coordinator)：災害時の対策支援、訓練の企画、関係機関との連携
- ・オペレーター(operator)：災害時の支部支援
- ・アドバイザー(adviser)：専門知識、技術指導
- ・インスペクター(inspector)：地域防災計画、防災体制の点検

業務は、すべて地域防災力の向上に結び付けられる。

業務のすべてが、室員の研鑽・研修、訓練及び支部、市町村の防災要員の研修、訓練に訓練につながるものであり、「災害時の支部、市町村の初動態勢の確立」に集約される。

3 組織体制

(組織)



(構成)

所属	職 種	派 遣 元	派遣人数	
県	行政(事務、土木、建築、無線)		9	14
	医療(看護師)		1	
	教育(小学校教員)		1	
	警察(警察官)		3	
市	行政	下田市、三島市、富士市、島田市、静岡市	5	6
	消防	浜松市	1	
民間	電話	NTT西日本	1	7
	鉄道	JR東海	1	
	電気	中部電力、東京電力	2	
	都市ガス	静岡ガス、中部ガス	2	
	プロパンガス	県プロパンガス協会(鈴与商事)	1	

4 これまでの主な成果

- (1) 支部の防災体制強化支援
 - ・支部活動マニュアルの整備、図上訓練等の実施支援など
- (2) 市町村の防災体制強化支援
 - ・市町村地域防災計画の修正促進、図上訓練等の実施促進、市町村防災拠点等の現地調査など
- (3) ライフライン関係機関との連携強化
 - ・ライフライン防災連絡会、ライフライン地域連絡会の活動支援など

市町村への職員派遣による情報収集態勢の強化

(静岡県)

1 目的

大規模地震が発生した場合、市町村では、限られた職員で住民の救助や避難所開設等、多量の業務を処理する必要がある。こうした混乱の中、場合によっては県への情報伝達が遅れ、そのため県の初動対応や、自衛隊・緊急消防援助隊等への支援要請が遅くなることが懸念される。

そこで、あらかじめ指定した職員を「市町村情報収集職員」として発災後直ちに各市町村に派遣することにより、県の適確な災害応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集する態勢を整備する。

2 業務内容

支部とのホットライン開設確認

参集途上で収集した被害状況、市町村本部の立上げ状況等の支部への報告

支部の指示による情報収集と報告

ただし、市町村本部の混乱等により、個々の被害・要請情報の県への報告が困難な場合は、その支援・補助等も行う。

3 要員の指名

(1)原則として各市町村3名とする。

(2)勤務時間内又は勤務時間外のいずれにおいても、必要な要員数を確保する。

(3)勤務時間外は、原則として派遣先市町村に居住する第2次要員の中から指名する。

(4)勤務時間内は、支部管内の事務所等に勤務する第2次要員の中から、派遣先市町村と勤務事務所との距離等を考慮し指名する。

4 派遣期間等

市町村情報収集要員の派遣期間は、概ね発災後12時間以内とする。支部の実状に応じて配備基準を変更する。